

新潟市子どもの権利推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 4月 1日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 6号

新潟市子どもの権利推進委員会規則の一部を改正する規則

新潟市子どもの権利推進委員会規則（令和4年新潟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第34条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。